

【1 老人福祉法の基本理念とは】（※ 条文は、要旨を抜粋してあります。）

第2条 老人は、多年にわたり社会の進展に寄与し、豊富な知識等を有する者として敬愛され、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障される。

第3条 老人は、…常に心身の健康を保持し、又は、その知識と経験を活用して、社会的活動に参加するように努めるものとする。

2 老人は、その希望と能力とに応じ、適当な仕事に従事する機会その他社会的活動に参加する機会を与えられるものとする。

「国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有し、基本理念が具現化されるよう配慮しなければならない。」

【2 本市の高齢者施策について】

（1）静岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の基本理念

「高齢者が生きがいを持ち尊厳を保ちながら、自立した生活が送れる地域社会の創造」

平成 22 年度の高齢者実態調査の結果によると、高齢者にとって生きがいとは、

- ①個人の趣味・教養の活動等による達成感、満足感を得られるもの。
- ②家族や友人との交流の中での親和。愛情が満たされるもの。
- ③社会のために役立っているという役割意識があること。 に分類することができる。

【3 公の施設使用料に関する従来の高齢者施策の考え方】

「老人福祉センター及び類似施設（13か所）」

【対 象】・高齢者（おおむね 60 歳以上）

【目 的】・高齢者に関する各種の相談、老人に対して健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する。（法第 20 条の 7）

【使用料】・老人福祉法では「無料又は低額な料金」
 ・民間では、同様の事業を行う施設がない。
 ・健康増進、介護予防、生きがい創出、社会参加の推進から公益性が高い。

施設使用料を無料。（市内居住の 60 歳以上の方）。

「博物館及び類似施設（7か所）」

【対 象】・利用者制限はなし

【目 的】・歴史、芸術、産業、自然科学等に関する資料等を展示または身近に触れることにより、趣味・教養の向上や教育的補完などを目的とする。

【使用料】・条例により個別に判断（市の裁量とする）
 ・博物館等の利用により、生きがい創出、教養の向上、レクリエーションの機会の付与
 ・家族との交流促進に効果

施設使用料を無料（市内居住の 70 歳以上の方）

【4 公の施設に関する使用料見直しの考え方】

（1）基本方針

行財政改革推進大綱における改革の方向「受益と負担の明確化」を位置づけ、「受益者負担の原則」と「行政サービスの公平性・公正性」を確保することを目的として、使用料の統一的な基準を設定し見直しを行う。（行革実施計画登載事業）

- ① 使用料の改定にあたっては、「受益者負担の原則」と市民の理解を得ながら、経費節減を図るとともに、基準に基づき見直す。
- ② 使用料の改定は、利用者に過度の負担が生じることがないように、激変緩和措置を設けるなど、利用者に配慮する。
- ③ 利用率の低下を招かないよう、類似施設や市場価格を考慮し、改定額を調整することで適切な使用料を設定する。



【5 公の施設使用料における今後の高齢者施策の考え方】

「受益者負担の原則」と「行政サービスの公平性・公正性」の観点から、利用者は全て「受益者」という考えのもと、使用料を負担していただく。ただし、市としては、介護保険等の社会保障制度を維持可能なものにするとともに、住みやすい地域社会を作るために、健康増進、介護予防、孤立防止、生きがいの創出と社会参加を進める「高齢者施策」を推進していくことは、重要と考える。このため、高齢者使用料については、施設の設置目的・性質・利用実態等と「老人福祉法」の基本理念を踏まえ、次の3つに分類し、検討していく。

「老人福祉センター及び類似施設（13か所）」

・高齢者の福祉の増進が目的であり、利用者が高齢者のみである。

↓

・生活相談、健康増進、社会参加の機会の付与を事業内容とし、高齢者施策を推進する上で、当施設の果たす役割は大きい。

↓

〔使用料〕
引き続き無料とする
（市内居住の 60 歳以上の方）

ただし、入浴サービスは「施設整備状況により異なる」「民間でもサービスを実施」「特別な設備を要し、維持管理に多額の経費を要する」

↓

低額有料化（高齢者料金）を検討していきたい。
（市内居住の 60 歳以上の方）

「博物館及び類似施設（7か所）」

・博物館等は、全ての市民の趣味・教養の向上とレクリエーション等の機会を付与する。

↓

・全ての利用者が受益者負担の対象。
 ・高齢者の介護予防や孤立防止の一助となるなど一定の効果がある。

↓

〔使用料〕
低額有料化（高齢者料金）を検討していきたい。
（市内居住の 70 歳以上の方）

（低額とする理由）
 ・高齢者施策の推進。
 ・使用料改定に係る激変緩和措置や利用率の低下防止、市場価格とのバランス
 ・一般利用者への影響（利用形態が入場・入園で低額としても、市民が施設を等しく利用できる）
 ・市民アンケートの調査結果

「その他の施設」（約 180 か所）

・設定基準と高齢者施策の考え方
 ・市民アンケート調査結果
 ・他都市の状況と一般利用者への配慮

↓

〔高齢者料金を検討する施設〕
 ・高齢者の「生きがいづくりと社会参加」を推進できる
 ・高齢者料金（パスポート等）を設定することで「高齢者の利用率が低い施設の利用向上が図られ、幅広い年齢層が利用できる」、「高齢者の利用率が更に向上する」ことから、収支状況が維持または良好化する施設
 【例】スポーツ施設の個人利用など

↓

〔高齢者料金の設定が適さない施設〕
 ・貸室等、一定のスペースを占有し、市民が等しく利用できなくなる施設
 ・収支状況が悪化し、「受益者負担の原則」を損なう施設
 ・市場価格とのバランスを阻害し、民間企業を圧迫する施設
 【例】会議室、駐車場、テニスコート、茶室など

ただし、使用料設定にあたっては、利用率の低下を招かないよう、使用料の見直しにあわせ、施設の利用実態を考慮し、割引サービスなどを検討していきます。